

令和 7 年度 各派代表者会議概要

日 時	令和 8 年 3 月 2 5 日（水） 15：30～16：06
場 所	議会応接室
出席者	【議員】 呉屋等議長、伊波一男副議長、石川慶議員（絆輝クラブ）、山城康弘議員（政進会）、岸本一徳議員（公明党）、知念秀明議員（共生の会）、上里広幸議員（和みクラブ）、宮城政司議員（結・市民ネットワーク）、我如古盛英議員（じのーんの風立憲・社民） 【欠席】 宮城優議員（マブイ） 【説明員】 津波古良幸（総務部次長）、真境名由誠（同部総務課管財係長） 【参考人】 嶺井拓磨議員 【議会事務局】 仲村厚子（議会事務局長）、當山全盛（次長）、平田駒子（議事担当主幹）、伊佐直樹（議事係長）
協議等事項	協議事項 宜野湾市庁舎管理規則における禁止行為について その他
会議概要	協議事項 宜野湾市庁舎管理規則における禁止行為について（議長） ・本日の議題が「宜野湾市庁舎管理規則」における禁止行為についてということで、総務部次長、管財係長にも出席いただいている。 ・本議題の提案者である山城康弘議員から、その趣旨についてご説明をいただきたい。 （山城議員） ・本日、議長にご相談して、急なお呼びかけで御参集いただいたのは、皆さんご承知のとおり、今定例会開会当初から、市庁舎前の拡声器による抗議活動が盛んに行われており、また、庁舎敷地内でのビラ配り、駐車場敷地内で拡声器を持った行進等も行われており、徐々に抗議活動がエスカレートしてきているのではないかと危惧している。 ・駐車場敷地での行進や庁舎内でのビラ配りは明らかに市

庁舎管理規則に抵触しているのではないかという懸念材料もある。

- ・また、この抗議活動に、本市議会の一員である議員が参加して拡声器を持って発言していることも、適切な行為ではないのではないかということで、我々政進会として、各会派の御意見も伺いながら、課題として取り上げていただくため、本日御参集いただいた次第である。

(議長)

- ・今説明があった宜野湾市庁舎管理規則では第5条の禁止行為、第6条の許可を必要とする行為にあたるものと理解している。
- ・ただ今の山城議員の説明に対する質疑はあるか。

(我如古議員)

- ・当局に伺いたい。今山城議員から説明があった禁止行為等について当局も事実として把握しているのか。

(総務部次長)

- ・昨日、昼休みの時間帯に拡声器を使って抗議活動を行っている様子がうかがえたので、12時15分頃、正面玄関の車両出入口付近の庁舎外、国道側の歩道上で10名から20名の方が集会を行っていることを確認している。
- ・その際、庁舎外での抗議活動であることは確認したが、庁舎3階からの確認であったため、抗議の内容についての確認はとれていない状況であった。
- ・その後、階段を降り、12時53分頃に現場を確認したところ、集会は既に終わり、集会関係者が敷地内を歩いたり、敷地内で拡声器を使用していることは、その時点では確認できなかった。
- ・13時頃、ある職員からの情報では、市役所来客駐車場裏手側から正面玄関に向かって、15名から20名程の方々がプラカードを周りに示しながら、何か大きな声とともに歩いていたが、拡声器を持っていたかの確認はできなかったとのことである。
- ・その集会に数名の市議が参加していることを確認していたので、昨日の16時頃、総務部長からお二人の市議の方に対し、市庁舎管理規則の規定を示した上で、集会の主催者と接触ができるのであれば、注意喚起を行っていただくようお願いしたところ。
- ・それを受けて、本日の朝、9時50分頃、当該集会の代表

者から総務部に連絡があり、次長が電話対応したところ、「たしかに庁舎敷地内を横切ったことは事実であるが、アンケート、ビラ配りは市庁舎敷地外で行い、市民とのトラブル等はなかった。」とのこと。

- ・総務部次長から「庁舎敷地内で15名から20名で列をなし、プラカードを持って何等かの主張をしながら行進していたという話を聞いているが、そうではないのか。」と投げかけたところ、主催者からは「駐車場を横切ったのは事実であるが、駐車場を練り歩いたり、回ったりしてはいないので、その旨、総務部長に伝えてほしい」との回答であった。

(我如古議員)

- ・承知した。いかなる団体でも許可なく無断でプラカードを所持して集団で駐車場内を歩くことは、山城議員仰るとおり、違法行為なので、弁解の余地はないといえる。

(石川議員)

- ・駐車場敷地内での行進、多くの議員が目撃している。しっかりと隊列を組んで大声で、意図的に歩いているように見えた。非常に危険だと感じたので、二度とこのようなことがないように厳しく注意していただきたい。もしまた同じ様な事があれば、厳しく対応していただきたい。
- ・ビラを配ったり、マイクを持って自分の意思を表示することは、確かに敷地外の歩道で行っているが、そこで市議3名がマイクを持っているのを私は目撃している。
- ・その後に、ビラを受け取って駐車場内で信号待ちしている車の窓をコンコンと叩き、ビラを配っている議員を目撃しているので、先程、敷地内でのビラ配りはしていないということは事実と違うので、注意していただくようお願いしたい。

(議長)

- ・ほかに質疑はあるか。

(副議長)

- ・市庁舎管理規則に許可を得ることとされている行為に、今回の行為が違反しているのか、違反の可能性があるのであるのか、どちらか。

(総務部次長)

- ・今回の行動について、我々の方で直接、敷地内での行動を起こしていることは確認できていない。間接的に情

報を入手している。

- ・過去に一度、3月で、日付の記録まではされていないが、ある市議の方が拡声器を持って敷地内に入って活動を行っていたことがあったので、そこは総務課職員が直接確認し、注意をしたことはあったが、それ以外は総務課職員が直接確認できたことはない。

(副議長)

- ・総務課が確認できない場合は、確認したとは認めないということでよいか。

(総務部次長)

- ・直接、我々の方で現場を押さえて、その事実の積み重ねで確認すべきであるが、過去に一度、現場を押さえたことはあるが、今回は、総務課職員が直接その現場を確認できていないという状況である。

(副議長)

- ・市職員が見たとしても総務課管財系の職員がみていなければ確認できなかったということによいか。

(総務部次長)

- ・直接、我々が確認できていない場合でも、先程もお話したように現場を見たという市職員からの情報を積み重ねにより、当該行為の主催者に注意することも可能かと考えている。

(知念議員)

- ・嶺井拓磨議員の知人が、庁舎入口でアンケートを依頼されたということで、同議員に対応を求める声があったとのこと。嶺井議員を待機させているので、話を聞いてもらってよろしいか。

(議長)

- ・市民からの苦情であれば、話を伺う必要があるかと考えるが、それでよろしいか。

＊各派代表者賛同（嶺井議員入室）

(議長)

- ・知念議員から庁舎内でのアンケートに係る市民からの苦情があったということなので、参考人として嶺井議員から話を伺いたい。

(嶺井議員)

- ・昨日、午後0時30分頃、市民から電話があり、「今、市役所玄関入口で解雇された職員に関するアンケートの協力依頼をされたが、その際、解雇された職員は新しい職場を探したらいいのでは」と答えたら、その団体の方が詰め寄って来て高圧的な態度をとられた。市役所敷地内でこのような行為を許しているのか」と、私に質問があったので、今回、このように情報としてお話をさせていただいた。

(議長)

- ・今回、市民からこのように具体的な苦情の電話もあり、市役所の信頼を損ねるような案件にもなりかねないので、このような件については、役所としてもしっかり対応していただきたい考える。

(石川議員)

- ・市役所の駐車場に車をとめる人は市役所の利用者に限られるのか。

(総務部次長)

- ・庁舎管理規則第5条第7号に「庁舎に用務のない者が駐車すること」は、禁止行為となっている。

(石川議員)

- ・今回、抗議活動をしていた人たちが駐車していることも確認しているので、そこも含めて、知っていただきたいとおもい、今の質問をさせていただいた。以上です。

(議長)

- ・多くの市民が利用する役所なので、市民の安全・安心を守ること、規則を守することは使命なので、このような抗議活動がエスカレートしないように対応していただきたい。また、防犯カメラが敷地内に設置されているともうが、その活用はどうなっているか伺いたい。

(総務部次長)

- ・防犯カメラは庁舎内に向けて設置していることから、駐車場の監視は難しい状況ではあるが、いずれにせよ、今回のような状況は良しとしていないので、今後、見回りの強化をしたり、情報収集等により適切に対応できるよう取り組んでまいりたい。

(議長)

- ・ここで総務部次長及び管財係長並びに嶺井議員には退出いただくととしてよろしいか。

* 異議なし（総務部次長・管財係長・嶺井議員 退出）

（議長）

- ・今日は各派代表者会議でいろいろな目撃情報とか御意見があったが、その中で、我々市議会の議員が庁舎敷地内でチラシを配っていたということについては、直接本人を呼んで確認したい。もし、事実であれば嚴重注意をしなければならない。議員が規則を破ってしまっては市民に示しが付かない。
- ・これは一旦議長預かりということでよろしいか。

* 各派代表者異議なし

（議長）

- ・それではこのような案件があったということを、各派所属議員にお伝えいただくとともに、かつ、役所庁舎敷地内ではこのような行為は禁止行為であることも、機会を設けてご説明いただきたい。よろしいか。

* 各派代表者異議なし

その他

（議長）

- ・山城議員から一般質問の所見に関する件についてお話いただきたい。

（山城議員）

- ・最近、一般質問の所見が長くなっているように思う。申し合わせ事項にその時間は明記されていないので、議長のご判断によっているものと考えてるが、ルールづくりは必要になっているのではないか。本来は議員の判断に任せるべきと思うが、各派の皆さんで話し合ってほしいとおもっている。

（議長）

- ・今議会の所見の状況も含めての話だとおもうが、以前にも各派代表者会議の中でこの話があったが、議長が許しているのは質問に対してであるということも共通認識であったと思う。それにもかかわらず、所見が長くなって

いるよというのが今の話であるが、そのとおりだと思う。

- ・この後、各派代表者会議の中で、この話をしていくのかそれとも議会運営委員会において取り決めていくのか、両方あると思うが、ただ議会運営委員会だと、その性質上、取り決めるとガチっとはめてしまうことがあって、どちらがいいかということもあるが、問題提起なので、6月議会が始まる前に、各派で持ち帰っていただき、どちらで行うかということを決めていただきたいと考えている。
- ・ここで、各派代表者会議と議会運営委員会の違いについて事務局から説明いただきたい。

(事務局)

- ・一般質問については議会の運営に関する事項なので議会運営委員会で諮る方がよろしいのではないかとおもうが、申し合わせ事項として載せるのかということも話し合っていていただくことが重要と考えているので、これまで各派代表者会議の中で、おおむね1分ということも共通認識であったと思うが、その範囲を超えて申し合わせ事項として載せるのかなど、そこを会派でご検討いただくことが良いのではないかと考える。

(副議長)

- ・前に代表者会議でおおむね1分としたことがあったが、それを超えた時に議長が止めることは非常に難しいし、たとえ議長が止めたとしても、これは議員の権利であるとして議長の制止を無視して話を続ける議員も出てくるかもしれない。

(議長)

- ・それも含めて、以前に各派代表者会議でおおむね1分として決めたが、なかなか守られていない節があるので、もう少し厳しくした方がいいということであれば議会運営委員会でしっかり決めると、そこは臨機応変でというのであれば各派代表者会議でと、持ち帰っていただきご検討いただきたい。

(副議長)

- ・他の市町村の所見がどうなっているのか調査していただけないか。

(石川議員)

- ・ちなみに呉屋議長の時に所見の件で注意を受けた人が何

人いるか調べることができればお願いしたい。把握できなければいいので。

(知念議員)

- ・今議会だけでいいので、調べていただきたい。

(議長)

- ・今議会も明日で終わるので、持ち帰っていただき、年度明けの全員協議会あたりで、再度ご意見を伺いたいと思うので、よろしくお願いしたい。

以上